特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
31	福祉医療に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

池田町は、福祉医療に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

岐阜県揖斐郡池田町

公表日

令和7年2月20日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療に関する事務
②事務の概要	・岐阜県福祉医療費補助金制度及び池田町福祉医療費助成に関する条例、池田町福祉医療費助成に関する条例施行規則に基づき、対象者に医療費の給付を行う。特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ①受給者証交付の申請、調査、決定事務 ②受給資格及び支給履歴の管理、確認 ③医療費支給申請の確認、審査、決定、支給事務
③システムの名称	重心医療システム、乳幼児医療システム、ひとり親医療システム、口座管理システム、住民基本台帳システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
・重心医療システムファイル　・乳幼児医療システムファイル　・ひとり親医療システムファイル　・口座管理システムファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第2項 池田町行政手続における特定の個人を特定するための番号等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例別表第1　3の項、4の項、5の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部　健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課　岐阜県揖斐郡池田町六之井1468－1　0585－45－3111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉課　岐阜県揖斐郡池田町六之井1468－1　0585－45－3111

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月18日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月18日 時点	
3. 重大事故		
過去１年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で健康福祉課長の最終確認を経ることとしている。 また、福祉医療に関する事務では、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・申請書に記載された個人情報及び本人情報のデータベースへの入力の際に複数人で確認を行う。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化して、事務取扱担当者での共有の徹底をする。 ・更新時には、本人からマイナンバー情報を取得し、登録されているマイナンバーに誤りないか、確認をする。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[　] 内部監査	[○] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	総合行政システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐づけ、事務に必要のない情報との紐づけが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	3. 個人番号の利用　法令上の根拠	利用までに条例に規定する。（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条	事後	①重要な変更に当たらない。条例の制定による根拠規定の
平成28年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、9	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	事後	①重要な変更に当たらない。番号法の改正による根拠規定
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	健康福祉課長　三宅正一	健康福祉課長　中野　悟	事後	①重要な変更に当たらない。組織変更による軽微な修正の
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	健康福祉課長　中野　悟	健康福祉課長　野村　政光	事後	①重要な変更に当たらない。組織変更による軽微な修正の
平成30年7月2日	Ⅱ－1　対象人数	平成27年8月24日　時点	平成30年7月2日　時点	事後	
平成30年7月2日	Ⅱ－1　取扱者数	平成27年8月24日　時点	平成30年7月2日　時点	事後	
令和1年6月20日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	健康福祉課長　野村　政光	健康福祉課長	事後	評価書様式の変更
令和1年6月20日	Ⅱ－1　対象人数	平成30年7月2日　時点	令和1年6月20日　時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ－1　取扱者数	平成30年7月2日　時点	令和1年6月20日　時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅳ　リスク対策	※項目無し	※全項目追加	事後	評価書様式の変更
令和2年7月30日	Ⅱ－1　対象人数	令和1年6月20日　時点	令和2年7月30日　時点	事後	
令和2年7月30日	Ⅱ－1　取扱者数	令和1年6月20日　時点	令和2年7月30日　時点	事後	
令和3年8月19日	Ⅰ－4　情報提供ネットワークシステムによる情報連携	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号	事前	
令和3年8月19日	Ⅱ－1　対象人数	令和2年7月30日　時点	令和3年8月19日　時点	事後	
令和3年8月19日	Ⅱ－1　取扱者数	令和2年7月30日　時点	令和3年8月19日　時点	事後	
令和7年2月18日	Ⅱ－1　対象人数	令和3年8月19日　時点	令和7年2月18日　時点	事後	
令和7年2月18日	Ⅱ－1　取扱者数	令和3年8月19日　時点	令和7年2月18日　時点	事後	
令和7年2月18日	Ⅳ－８　人手を介在させる作業	※項目無し	※項目追加	事後	評価書様式の変更
令和7年2月18日	Ⅳ－１１　最も優先度が高いと考えられる対策	※項目無し	※項目追加	事後	評価書様式の変更